

北小岩一丁目東部地区

No.33

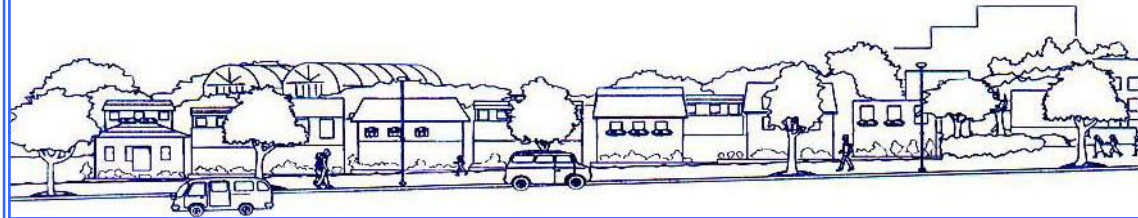
2009/3/13

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

推進第一係

TEL 5662-6735



まちづくり懇談会のご案内

移転補償金について説明をいたします

日ごろより区政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

事業を進めるにあたって皆さまとお話をさせていただく中で、補償額が分からないと将来の生活設計がたてられないので早期に建物調査をしてほしいという要望が多数ありました。このことから、4月以降は希望される方を対象に移転補償金の概算額を計算するための建物調査を行うことといたします。

つきましてはこの度、下記のとおり「まちづくり懇談会」を開催し、補償の内容と建物調査の説明をさせていただきます。

また、地域の方から、スーパー堤防とまちづくり事業について地域の皆さま同士で一度お話をしたいという要望がありましたので、意見交換のできる場を設けます。

会場の都合上、お彼岸の時期になり大変恐れ入りますが、是非となり近所お誘い合わせのうえ、お越しくださいますようお願いいたします。

日時 3月22日(日) 午前10時より (2時間程度を予定)

※開催時間にご注意ください。

会場 小岩アーバンプラザ 集会室第1・2(2階)

内容

- ・移転補償の内容について
- ・建物調査(補償算定調査)について
- ・意見交換 等

※今回の懇談会への参加につきましては、18班地区の権利者の方のみとさせていただきます。ご了承ください。

移転補償金の内容をご紹介します

移転補償金の内容としては以下のものがあります。詳しくは3月22日の懇談会でご説明いたします。

建築物移転料：現在の建物を新しい土地に再築するための補償です。

工作物移転料：ブロック塀、フェンス、エアコン等の移転に要する費用の補償です。

竹木土石移転料：樹木・庭石等の移植費や移設費の補償です。

動産移転料：住居用家財等の引越しに要する補償です。

仮住居補償：移転期間中のアパート・戸建等の仮住まい費用の補償です。

移転雑費：移転に伴う建物の設計監理費用、登記関係費用、地鎮祭・上棟式等の費用等の雑費の補償です。

家賃減収補償：アパート等を所有している方の移転期間中の家賃収入の補償です。

営業補償：地区内で商売をしている方の補償です。

地質調査及び測量が終了しました

2月5日より行ってきました国土交通省江戸川河川事務所による「地質調査及び測量」については、すべての作業が終了いたしました。

この「地質調査及び測量」は、スーパー堤防とまちづくり一体整備における基礎資料とするために行ってきました。

皆さまのご理解とご協力のもと、現地調査が完了しました。ありがとうございました。



ボーリング調査の状況

<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係 TEL 5662-6735

【URL】 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html

